

会長・副会長の選出について

堺市がん対策推進委員会会長及び副会長につきましては、堺市がん対策推進委員会規則第2条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。

つきましては、会長及び副会長に適任と思われる方をご推薦くださるようお願いいたします。

【参考】

堺市がん対策推進委員会規則

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。